

## 幼児教育・保育無償化制度に伴う利用料償還払いの手続きについて (ご案内)

幼児教育・保育無償化制度に伴う対象施設または事業の利用料に対する償還払いについて、下記のとおりご案内いたします。なお、無償化の対象となるためには、事前に「施設等利用給付認定」が必要になります。

### 記

#### 1 支払い時期(単位)等

四半期ごと(①4～6月分、②7～9月分、③10～12月分、④1～3月分)に取りまとめた上で、それぞれの該当施設分について年4回(①8月、②11月、③2月、④5月)に分けてお支払いいたします。

#### 2 償還払いとなる対象利用施設・利用事業

- ・認可外保育施設
- ・幼稚園の預かり保育事業
- ・病児病後児保育事業
- ・認定こども園の預かり保育事業
- ・保育園の一時預かり事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

#### 3 償還払いの手続き方法

- ①施設・事業所へ利用料を支払う。
- ②施設・事業所から四半期(3か月ごと)に必要な書類及び提出方法に関する案内が配布される。
- ③施設・事業所から配布された必要書類に必要な事項を記入し、施設・事業所へ提出する。(別表提出先参照)
- ④市から利用者の指定口座へ無償化対象額を支払う。

※無償化の対象となるのは、保育料のみです。その他の費用においては、実費負担となります。

#### 4 精算スケジュール(令和元年度分)

利用期間	施設・事業所から 必要書類の配布	請求書の提出期限 (予定)	支払い
10・11・12月分	<b>1月中旬から2月上旬</b>	令和2年2月7日	令和2年2月末日
1・2・3月分	<b>4月中旬から5月上旬</b>	令和2年5月8日	令和2年5月末日

※1 上記に定めた請求書の提出期限までに請求書及び必要添付書類が提出されない場合は、支払いが翌月以降となる場合があります。

※2 12月と1月の2か月間、対象事業を利用した場合は、12月分については令和2年2月末、1月分については令和2年5月末の償還払いとなります。

**【注意】** 保育園の一時預かり事業分については、事務処理の都合上、必要書類の配布が遅くなります。提出期限まで非常に短い期間になりますので、速やかに請求書等の必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

#### 5 必要書類の配布・提出方法について

利用者が必要書類を提出する時期になりましたら、施設・事業所から案内と必要書類を配布いたしますので、案内のとおりにご提出ください。※事業ごとの必要書類一覧は別表のとおりです。

不明な点がありましたら、利用している施設または蒲郡市役所子育て支援課(0533-66-1107・1108)までご連絡ください。